尾張都市計画地区計画の決定(小牧市決定)

都市計画舟津地区計画を次のように決定する。

名称		舟津地区計画							
位置		小牧市大字舟津、大字小木の一部							
面積			約11. Oha						
地区計画の目標			土地利用の規制、誘導を図り、周辺環境とも調和した良好な 工業環境の形成と保全を図ることを目標とする。						
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針		周辺環境への影響に留意するとともに、物流施設を主とした 工業系の土地利用に純化することにより、周辺地域と調和した 良好な工業環境の形成と保全を図る。						
	地区施設の整備の方針		地区内道路を整備し、隣接する幹線道路との交通を良好にする。さらに、周辺環境に配慮し、地下貯留槽を区域内に整備する。						
	建築物等の整備の方針		周辺環境に配慮した工業環境の形成と保全を図るため、建築 物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置 の制限、建築物等の高さの最高限度を定める。						
	その他当該地区の整備・開発及び保 全に関する方針		ゆとりと潤いのある工業環境の向上及び周辺環境との調和を 図るため、地区内の緑化に努める。						
				名称	幅員	延長	配置		
			道 路	道路1号	9.0~9.3m	260m	計画図表示のとおり		
				道路2号	9.0~13.4m	200m			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模			道路3号	6.0~7.7m	550m			
				名称	面積		配置		
		緑地	緑地1号	約0.08ha		計画図表示のとおり			
			緑地2号	約0.08ha					
			緑地3号	約0.03ha					
				緑地4号	約0.10ha				
			+	名称	面積		配置		
			広場	広場1号	約0.	05ha	計画図表示のとおり		

			雨	名称	容	量	配置
			水 貯 留	地下貯留槽1号	約9,500m3		
				地下貯留槽2号	約12,000m3		計画図表示範 囲内に必要容 量を設ける
			施 設	表面調整池	約5m3		里を取りる
			その他の公共空!	名称	幅員	延長	配置
				歩道状空地	2.0m	190m	計画図表示のとおり
				水路1号	1.7~3.0m	198m	
				水路2号	3.5m	215m	
			地	水路3号	1.5m	103m	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 物流施設(輸送、保管、荷さばき、流通加工(物資の流通の過程における簡易な加工をいう。)その他の物資の流通に係る業務の用に供する建築物)。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)別表第2(る)項第2号に掲げるものを除く。 2. 前号の建築物に附属するもの。				
		建築物の敷地面積の最低限度	5,000平方メートル				
		壁面の位置の制限	距離は 務所、 軒 離に満	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道水路境界線までの 距離は、4メートル以上としなければならない。ただし、管理事 多所、守衛所、自転車等駐車場その他これらに類する用途に供 し、軒の高さが9メートル以下で、かつ、壁面の位置の制限の距 離に満たない部分の床面積の合計が50平方メートル以内の建築物 又は建築物の部分の壁面は除く。			
		建築物の高さの最高限度	31.5m				
備 考			透水性舗装約3,320㎡(容量約186㎡) 浸透施設約1,160㎡(容量約35㎡)を整備。 配置は、計画図表示のとおり。				

「区域は計画図表示のとおり」